

A 重油単価購入契約書

軽油の購入について、発注者「福島県」を甲とし、受注者「」を乙として、次の条項に定めるところにより単価契約を締結する。

(総則)

第1条 この契約の要領は次のとおりとする。

- (1) 品名 A重油
- (2) 予定数量 42,000リットル
- (3) 契約単価 円(消費税及び地方消費税を除く)
- (4) 契約期間 令和2年11月24日(火)～令和3年3月31日(水)
- (5) 納入場所及び納入方法 甲の指示による
- (6) 契約保証金 免除する

(納品及び検査)

第2条 乙は甲の指示により、その都度指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合、乙は、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

2 甲は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の職員の立会のもとに検査を行う。

(代金の請求)

第3条 乙は、各月毎の納品済数量について、納品書を月末に、また、請求書を翌月の10日までに甲に提出しなければならない。

2 請求金額は、第1条に定める契約単価に数量を乗じて得た金額(円未満切り捨て)に消費税及び地方消費税として100分の10を乗じて得た金額(円未満切り捨て)を合算した金額とする。

(代金の支払)

第4条 甲は、前項の規定による正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により、前項で規定する期限内に第3条の規定による請求金額の支払が遅れた場合は、甲は遅延期間の日数に応じて当該請求金額に年2.6%の割合で計算した額を納付しなければならない。

(予定数量の取扱)

第5条 この契約期間中、第1条の予定数量に満たなくても、残数量については期間満了をもって打ち切るものとし、また予定数量を超えても同一単価により購入できるものとする。

(履行期限の延期及び遅延利息)

第6条 乙は、契約期間後に生じた理由により、履行期限内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を付し、履行期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲が履行期限の延期を承認したときは、その事由が天災地変その他乙の責めに帰することができない事由による場合を除き、遅延利息を納付しなければならない。

3 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じて契約金額に年2.6%の割合で計算した額とする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が解除を申し出たとき。
- 二 甲の書面による承諾を得ないで、納品を第三者に請け負わせ若しくは委任し、又はこの契約によって生じる権利若しくは義務をいかなる方法をもってするを問わず、譲渡し承継させ若しくは担保に供したとき。
- 三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 四 履行期限までに業務が完了しないとき又は業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約にその他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解

除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその責務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の責務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第6条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.6%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更）

第9条 契約期間中、市況に著しい変動があり、契約単価が不相当と認められるに至った場合は、甲、乙協議のうえ契約単価を変更することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第11条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づき不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定により課徴金の納命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法

律第45号)96条の6の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して乙に賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第12条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(名義の変更)

第13条 乙の代表者に変更があった場合は、遅滞なくその名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を添えて甲に届け出なければならない。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めない事項及びこの契約に関する疑義については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第15条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年11月 日

甲 氏 名 福島県
福島県立郡山北工業高等学校
校 長 澁谷 栄一

乙 住 所
氏 名